

社会福祉法人大心会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大心会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。